

## 例規等の改正案について

### 1 1月施行予定の規程について

芽室町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について

#### ＜改正理由＞

住民基本台帳カードは、その有効期間中は個人番号カードとみなされるため、本人確認書類として使用可能であったが、令和7年末ですべての住民基本台帳カードの有効期間が満了し、本人確認書類として使用できなくなることから様式の「住民基本台帳カード」の文言を削除しようとするもの。

### 2 4月施行予定の条例について（3月定例会議）

（仮称）芽室町議会ハラスメント防止条例の制定について

#### ＜背景＞

社会全体において、個人の人権と尊厳を尊重する意識が高まる中、公的な機関である芽室町議会および町政においても、ハラスメントのない健全な環境の確保が喫緊の課題となっている。全国町村議会議長会が、令和6年3月にまとめた「町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機」の中においても、女性議員を増やすための対策で、議会が取組むべきことのひとつとして「ハラスメント対策の徹底」が明記されている。

ハラスメント行為は、個人の尊厳を深く傷つけるだけでなく、公務の公正性や効率性、組織の士気を著しく低下させる。住民の負託に応えるためにも、関わる全ての者が高い倫理観をもって職務を遂行できるよう、現行の規範を超えた具体的かつ実効性のある防止策と対応体制の確立が不可欠である。

#### ＜目的＞

芽室町議会議員間のハラスメント及び議員から芽室町職員に対するハラスメントを防止し、議員及び職員の個人としての尊厳が尊重され、良好な職務環境を確保することで町政の効率的運用に寄与し、公正性、公平性、透明性及び信頼性を重視する議会運営の実現に資することを目的とする。

#### ＜組み立て＞

- ・前文
- ・目的
- ・定義（ハラスメントとは）
- ・議長・議員の責務
- ・調査及び研修等
- ・事実関係の把握

- ・公表等
- ・被害者のプライバシーの保護 等

<今後のスケジュール>

- 12月～準備・骨子策定：他自治体の事例、国・道の指針等に関する情報収集。  
条例の目的等、基本骨子案の策定。
- 1月～条例案の作成・内部調整：骨子に基づき、具体的な条文案（原案）作成。
- 2月～最終調整・議案化：意見調整を経た条例案の最終修正。議案提出に向けた手続き準備。
- 3月～議案提出・審議・採決：3月定例会への条例案提出。
- 4月～条例の施行。

## 議会関連例規の取扱いについて

### 1 議会関連例規の取扱いについて

#### （1）趣 旨

芽室町議会に関する条例、規則、要綱、要領等（以下「例規」という。）について、制定、改正、廃止等（以下「制定等」という。）の事務手順を定めようとするものです。

#### （2）現 状

例規の制定等については、上位法の改正に基づく必須義務の手続きを始め、本町議会が独自に課題解決や新たな制度を運用するためのものもあります。

しかしながら、この事務手順について、現時点で明確になっていないため、この機に、議会運営委員会として「基本的な考え方」を整理しようとするものです。

#### （3）基本的な考え方について

##### ア 上位法等の改正に伴う改正等（制定、廃止含む）の場合

上位法が定める趣旨を踏まえつつ、毎年9月定例会議への提案を基本とする。ただし、改正時期が遅れることにより、地域住民等への著しい不利益や公務への支障を及ぼす恐れがある際は、すみやかに直近の定例会議等において関係議案を提案するよう努めることとする。

##### イ 芽室町議会独自の改正等（制定、廃止含む）の場合

前項と同様とする。ただし、条例、規則以外は、隨時、改正することができることとする。

##### ウ 改正等の事務手順

議会運営委員会で協議し、全員協議会に諮り決定する。